

# 家畜衛生情報

## 令和3年10月に飼養衛生管理基準が改正されます

近年の高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生を踏まえ、飼養衛生管理基準が改正されます。引き続き、飼養衛生管理基準の更なる徹底と異常家畜の早期発見・通報をお願いします。

### 飼養衛生管理基準の改正ポイント

**1 大規模農場は、畜舎ごとに飼養衛生管理者を選任することが必要となりました。**  
(これまでは、全農場において、衛生管理区域ごとに1人選任することとされていた。)

#### ●飼養衛生管理者とは

衛生管理区域における、飼養衛生管理の責任者。

- ① 衛生管理区域へ出入りする方の管理
- ② 農場内の従事者への飼養衛生管理基準の周知・教育
- ③ 家畜保健衛生所等が発信する家畜衛生情報への対応



#### ●1人の飼養衛生管理者が複数の畜舎を管理することは可能。

この場合、1人が担当する畜舎の飼養頭数が以下の頭数を超えないようにする。

牛：満24カ月以上 200頭以上

豚：3,000頭以上

**2 家畜の所有者は、飼養衛生管理基準等の他に、県の「飼養衛生管理指導等計画」を踏まえ、飼養衛生管理を行うこととされました。**

#### ●県の「飼養衛生管理指導等計画」とは？

国の「飼養衛生管理指導等指針」に即して、飼養衛生管理に係る指導等の実施のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を定めましたので、県HPにてご確認ください。

長野県 飼養衛生管理指導等計画

検索

**3 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると県知事が認める家畜の所有者は、対応計画を策定することを新設（豚等：R5.4.1施行）**

●対応計画：防疫措置を実施する上での、必要動員数、必要資材、殺処分作業導線等の計画のこと。

●県知事が認める家畜の所有者：国の動向等を踏まえ検討中

**4 これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は埋却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替として埋却・焼却・化製に係る県が求める取組を実施することを新設（豚等：R6.4.1施行）**

【注意】上記の3及び4については、豚等（その他家きん）に規定。  
牛等は将来的に取り組むとし、現時点規定なし。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232